

## 税務

P281/2018 – 2018 年 10 月 22 日

日本語翻訳版

## Tax Analysis

# 注目される中国個人所得税改革 ——専門付加控除項目弁法に対する意見募集

2018 年 10 月 20 日、『個人所得税専門付加控除項目に関する暫定弁法（意見募集草案）』（以下「意見募集草案」と略称）<sup>1</sup>が公布され、パブリックコメントが募集されている。パブリックコメントの募集締め切り日は 2018 年 11 月 4 日である。

新に改訂された『中華人民共和国個人所得税法』では、2019 年より居住者個人が総合所得に関する課税所得を計算する際、子女教育費、継続教育費、重大疾病医療費、住宅ローンの利子費用もしくは住宅家賃、老人扶養費用の六つの専門付加控除項目を適用することができる<sup>2</sup>。従って、この専門付加控除に関する実施細則は、広く注目を集めている。本 Tax Analysis はこの意見募集草案に関する要点の紹介及び解説を行う。

## 意見募集草案の主な内容

### 基本原則

意見募集草案によると、個人所得税の専門付加控除は「公正かつ合理的、簡単かつ実行が容易な上で、確実に税負担を軽減し、国民の生活水準を向上させる」ことを原則とし、かつ国民の生活費用の変動状況に応じて、適時に専門付加控除の範囲及び金額を調整することを明確化した。また、当年度に控除しきれない部分については、以降の年度において繰り延べて控除することはできないことが規定されている。

筆者：

北京

王欢

パートナー

電話：+86 10 8520 7510

メール：[huawang@deloitte.com.cn](mailto:huawang@deloitte.com.cn)

上海

俞萌

パートナー

電話：+86 21 6141 1277

メール：[iryu@deloitte.com.cn](mailto:iryu@deloitte.com.cn)

北京

康婕

シニアマネージャー

電話：+86 10 8512 5412

メール：[makang@deloitte.com.cn](mailto:makang@deloitte.com.cn)

上海

朱海燕

シニアマネージャー

電話：+86 21 6141 1096

メール：[hyzhu@deloitte.com.cn](mailto:hyzhu@deloitte.com.cn)

<sup>1</sup> 意見募集草案の全文は右リンクをご参照のこと：<http://yjzi.chinatax.gov.cn/hudong/noticedetail.do?noticeid=1701566>

<sup>2</sup> 関連内容は「注目される中国個人所得税改革」シリーズのタックス・アナリシス（2018 年 7 月 3 日及び 9 月 3 日に個別に発布）をご参照のこと：

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2018/deloitte-cn-tax-tap2752018-zh-180703.pdf>

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2018/deloitte-cn-tax-tap2772018-zh-180903.pdf>

## 具体的な規定

六つの専門付加控除項目に関する適用範囲・控除基準・控除方法・控除時点に関して、意見募集草案では具体的な規定が設けられている。全体的には、重大疾病医療費を除き、多くの専門付加控除項目において定額控除の方法を採用した。また、複数の納税者の間で共通して発生する子女教育費、住宅ローンの利子費用、老人扶養費用などの支出について、配偶者との間もしくは子女との間で、どのように控除するかについての選択が認められる。要点は下記の通りである。

他の税務分析や意見に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

### Global Employer Services

全国リーダー

香港

謝梓博

パートナー

電話：+852 2238 7499

メール：[tojasper@deloitte.com.hk](mailto:tojasper@deloitte.com.hk)

華北区

北京

王欢

パートナー

電話：+86 10 8520 7510

メール：[huawang@deloitte.com.cn](mailto:huawang@deloitte.com.cn)

華東区

上海

俞萌

パートナー

電話：+86 21 6141 1277

メール：[iryu@deloitte.com.cn](mailto:iryu@deloitte.com.cn)

華南区

深セン

李菲菲

ディレクター

電話：+86 755 3353 8160

メール：[ffli@deloitte.com.cn](mailto:ffli@deloitte.com.cn)

華西区

重慶

汤卫东

パートナー

電話：+86 23 8823 1208

メール：[ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

規定の要点	
子女教育費	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者の子女の就学年齢前の教育及び就学教育に関する支出に適用される。</li> <li>子女一人一年毎に、12,000 元（毎月 1,000 元）で定額控除する。</li> <li>教育を受ける子女の両親は、それぞれ 50%ずつ控除する。事前の合意により、両親のどちらかでの全額控除を選択できる。控除方法は一納税年度内に変更することができない。</li> </ul>
継続教育費	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者本人の就学継続教育及び専門技術者の職業資格に関する継続教育支出に適用される。</li> <li>就学継続教育期間内につき、毎年 4,800 元（毎月 400 元）で定額控除する。</li> <li>技能・専門技術の証明書を取得する年度につき、毎年 3,600 元で定額控除する。</li> <li>納税者は就学教育を受ける場合、両親が子女教育費の名目で控除するか、若しくは本人が継続教育費の名目で控除するか、を選択することができる。但し、両方の控除を同時に適用することはできない。</li> </ul>
重大疾病医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>一納税年度内に、社会医療保険システムの記録に基づき、個人が負担した医療費で 15,000 元を超える部分を控除できる。</li> <li>納税者が確定申告する際、毎年 60,000 元の限度額まで、実際の金額を控除する。</li> <li>控除の根拠として、医療費に関する証憑の原本もしくはコピーの保存が要求される。</li> </ul>
住宅ローンの利子費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者本人もしくはその配偶者が初めて住宅を購入する際に発生する、住宅ローンの利子に適用される。</li> <li>住宅ローンの返済期間に亘り、毎年 12,000 元（毎月 1,000 元）で定額控除する。但し、適用は一戸のみに限定される。</li> <li>夫婦のどちらかで、全額控除を合意することができる。控除方法は一納税年度内に変更することができない。</li> <li>控除の根拠として、住宅ローンの契約書、利子支出の証憑の保存が要求される。</li> </ul>
住宅家賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者本人及びその配偶者が主な就職地に住宅を有しておらず、賃借人として賃貸住宅契約を締結して当該就職地で発生した家賃支出に適用される。</li> <li>主な就職地は納税者が就職・雇用される場所で、就職先のない場合は経常の居住地とされる。</li> <li>賃貸住宅の所在地によって三つのランクに分けられ、それぞれの定額控除を適用する。——毎年 14,400 元/12,000 元/9,600 元（毎月 1,200 元/1,000 元/800 元）</li> <li>夫婦の主な就職地が同じである場合、どちらかのみ控除すること</li> </ul>

	<p>ができる。夫婦の就職地が異なり、かつそれぞれの就職地にて住宅を所有しない場合には、それぞれに控除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 控除の証憑として、住宅賃貸契約の保存が要求される。</li> <li>● 納税者及びその配偶者は、住宅ローンの利子費用及び住宅家賃の控除を同時に適用することはできない。</li> </ul>
<p><b>老人扶養費用</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 納税者が60歳以上の両親もしくは他の法定扶養者を扶養する際の支出について、適用される。</li> <li>● 他の法定扶養者を扶養するとは、祖父母の子女が亡くなり、その孫・孫娘に関して実際に扶養義務を負担する場合を言う。</li> <li>● 一人っ子の場合は、毎年24,000元（毎月2,000元）で定額控除する。一人っ子でない場合は、毎年24,000元（毎月2,000元）を配分して控除できるが、配分方法を一納税年度内に変更することができない。配分方式が指定・合意される場合、一人の納税者に配分される控除限度額は毎年12,000元（毎月1,000元）であり、書面による配分の合意が要求される。</li> <li>● 二名及び二名以上の老人を扶養する場合、扶養人数による控除額の倍増は認められない。</li> </ul>

## 徴収管理

意見募集草案では、専門付加控除の実施に関する徴収管理における納税者、源泉徴収義務者、税務機関及びその他の関連機構の権利及び義務について、以下の通り規定されている。

- 納税者は初めて専門付加控除を適用する際、専門付加控除に関する情報を源泉徴収義務者、又は税務機関に提出する必要があり、源泉徴収義務者は関連の情報を受領した後、直ちに税務機関へ申告する必要がある。納税者本人が、関連情報の真実性に関する責任を負う。専門付加控除に関する情報に変更がある場合、納税者は直ちに源泉徴収義務者、又は税務機関に提出する必要がある。上述した関連情報は納税者本人、配偶者、未成年子女、扶養老人等、関係者の個人身分情報、及び国务院稅務主管部門が規定する専門付加控除に関するその他情報を含む。
- 源泉徴収義務者は納税者から提供された情報に基づき、源泉徴収申告を行う必要がある。納税者から提供された情報を合意無く修正することは禁止される。源泉徴収義務者が納税者から提供された虚偽の情報を発見した場合、関連情報の修正について納税者に注意を与える必要があり、納税者が修正しない場合、源泉徴収義務者はその関連情報を税務機関に報告しなければならない。
- 税務機関が専門付加控除を審査する際、関連部門、企業及び個人はその審査に協力しなければならない。初回の審査を行う際に、納税者が関連資料の提供を拒否、又は納税者から提供された虚偽の情報を発見した場合、税務機関は納税者本人及び源泉徴収義務者に通報する必要がある。5年以内に再び、納税者による上述の行為を発見した場合、税務機関は当該納税者の情報を納税者信用システムに記録し、処罰を実施する。

## 外国籍個人に関する特別規定

意見募集草案では、子女教育、継続教育、住宅ローン利子費用あるいは住宅家賃の専門付加控除の条件を満たす場合、外国籍個人は上述した項目に係る専門付加控除による方法、または現行の子女教育、語学研修費及び住宅手当に関する免税優遇の方法を選択適用できる。但し同一事項について、二つの方法を同時に適用することはできないと規定されている。

## デロイトの見解及びアドバイス

専門付加控除の創設は今回の個人所得稅改革のポイントの一つであり、国民の生活に関する中国政府の理念を表していると言える。専門付加控除の内容は多く、かつ複雑であるため、関連する政策の制定において、専門付加控除の適用範囲、控除基準及び具体的な実

施プロセスは困難が想定されていた。上述の通り専門付加控除の主要規定を整理することにより、重大疾病医療費用は限定額内で実費控除される点を除き、その他の専門付加控除では定額控除を適用することが読み取れる。この措置は、専門付加控除の実施の利便性を高め、かつ税收公平と税收効率のバランスを取るものと考えられる。また、控除の方法について、意見募集草案では、納税者が自由に選択できる権利を与えている。例えば、ある支出をそれぞれ別に控除するか否かについて、夫妻双方で選択することが認められている。これらの措置を通じ、納税者に専門付加控除を活用させ、減税の効果を確実に実現させようとするものである。但し、利便性及び減税優遇の享受と同時に、納税者及び源泉徴収義務者は、関連規定に従い、コンプライアンスを履行しなければならない。

## 納税者

意見募集草案が、納税者のコンプライアンスと信用度に関して、高い要求を課していることは明らかである。専門付加控除を享受したい納税者は、情報提供の適時性と真実性を保証する必要がある。虚偽の資料を提出した場合には、コンプライアンス違反に対する通報、個人信用記録への記入及び懲戒処置が課せられる。従って、納税者は各専門付加控除の適用範囲・控除基準・控除方法・控除時期・証憑に対する要求などの具体的な内容を十分理解した上で、関連規定を厳しく遵守し、優遇税制を享受すると同時に、コンプライアンス及び良好な信用記録を維持することが推奨される。なお、将来の審査に備えるため、納税者は適時に費用の受領者から発票・財政領収書・支出証憑を取得し、証憑資料として適切に保存する必要がある。

## 中国在住の外国籍個人

現在、外国籍個人に与えられている非現金形式もしくは実費精算形式で取得される引越・住宅・食事・洗濯・帰省・語学研修及び子女教育費などの免税優遇が、新個人所得税法でも継続されるか否かについて、中国で勤務する外国人からは大きな関心を集めていた。今回の意見募集草案では「現行の子女教育費・語学訓練費・住宅手当の免税優遇は、引き続き享受することを選択できる」との記述が見られることから、外国籍個人の免税優遇規定はある程度、継続される可能性が高いものと思慮される。関連する外国人は今後の関連政策の公表に留意する必要がある。その規定に合わせて、自身の実際の状況に応じ専門付加控除及び免除優遇のいずれかを適切に選択し、適時に選択結果を雇用主に知らせる必要がある。

## 源泉徴収義務者（雇用主）

意見募集草案の規定によると、雇用主は賃金・給与所得等の総合所得に係る個人所得税の源泉徴収義務者として、専門付加控除に関する税金計算及び納税過程における情報収集、資料申告、源泉徴収申告及びコンプライアンス監督などの義務を負うため、企業は専門付加控除に適應する内部ポリシー、及びリスク管理制度を設ける必要があると思われる。従業員数が比較的多い企業については、自動化による効率的な解決策の検討等が特に重要であると考えられる。

専門付加控除の実施時期は近づいており、作業量の大きな増加の懸念を鑑みると、企業は直ちに対応の措置を検討することが推奨される。例えば、従業員（外国籍出向者・現地雇用従業員・高級管理職など）の給与・福利厚生政策を整理し、必要に応じ変更が求められるかもしれない。その上で、効率の良い専門付加控除の情報収集及び報告制度を構築し、個人所得税の新しい政策について、関連の従業員とコミュニケーションを行うべきである。また、従業員が提出する専門付加控除に関する情報の真実性に係る審査において、雇用主が責任を有するか否かにつき、今回の意見募集草案では明確に定められていない。但し、源泉徴収義務者が納税者の申告に虚偽な資料を発見した場合、修正を促す必要がある。かつ納税者が修正を拒否する場合には、税務局に報告する義務を源泉徴収義務者に課している。

意見募集草案では全体的に、これまで納税者が専門付加控除について関心を有していた疑問の多くを回答したが、具体的な取扱の方法については、更に明確化する必要がある。例えば、住宅ローンの利子費用における「初めての住宅ローン」の定義や、ある納税年度において納税者の婚姻状況に変化があった場合における住宅ローンの利子費用の控除に関する取扱等、未だ明確ではない点が存在する。従って、企業及び個人は専門付加控除に関して積極的に準備をし、今後の細則の最新動向について引き続き留意することが推奨される。弊社も引き続き政策の進展情報に注目し、関連情報の共有をさせて頂く所存である。

本文はデロイト中国より中国大陸と香港のクライアント及びその従業員のために作成したものであり、内容は一般的な参考です。読者が対措置を作成する前に専門な税務顧問と相談することをお勧めします。なお、本文の資料及び他の税務分析や意見に関するお問い合わせ本下記担当者までご連絡ください。、下記の担当者までご連絡ください。

**北京****朱棣**

合伙人

电话: +86 10 8520 7508

传真: +86 10 8518 7326

电子邮件: [andzhu@deloitte.com.cn](mailto:andzhu@deloitte.com.cn)**成都****汤卫东 / 张书**

合伙人

电话: +86 28 6789 8188 / 8008

传真: +86 28 6500 5161

电子邮件: [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)  
[tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)**重庆****汤卫东 / 张书**

合伙人

电话: +86 23 8823 1208 / 1216

传真: +86 23 8859 9188

电子邮件: [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)  
[tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)**大连****徐继厚**

合伙人

电话: +86 411 8371 2888

传真: +86 411 8360 3297

电子邮件: [jihxu@deloitte.com.cn](mailto:jihxu@deloitte.com.cn)**广州****李旭升**

合伙人

电话: +86 20 8396 9228

传真: +86 20 3888 0121

电子邮件: [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)**杭州****卢强 / 何飞**

合伙人

电话: +86 571 2811 1901

传真: +86 571 2811 1904

电子邮件: [qilu@deloitte.com.cn](mailto:qilu@deloitte.com.cn)  
[fhe@deloitte.com.cn](mailto:fhe@deloitte.com.cn)**哈尔滨****徐继厚**

合伙人

电话: +86 451 8586 0060

传真: +86 451 8586 0056

电子邮件: [jihxu@deloitte.com.cn](mailto:jihxu@deloitte.com.cn)**香港****展佩佩**

合伙人

电话: +852 2852 6440

传真: +852 2520 6205

电子邮件: [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)**济南****蒋晓华**

合伙人

电话: +86 531 8518 1058

传真: +86 531 8518 1068

电子邮件: [betjiang@deloitte.com.cn](mailto:betjiang@deloitte.com.cn)**澳门****鄧偉文**

合伙人

电话: +853 2871 2998

传真: +853 2871 3033

电子邮件: [raytang@deloitte.com.hk](mailto:raytang@deloitte.com.hk)**南京****许柯 / 胡晓蕾**

合伙人

电话: +86 25 5791 5208 / 6129

传真: +86 25 8691 8776

电子邮件: [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)  
[roshu@deloitte.com.cn](mailto:roshu@deloitte.com.cn)**上海****梁晴**

合伙人

电话: +86 21 6141 1059

传真: +86 21 6335 0003

电子邮件: [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)**沈阳****徐继厚**

合伙人

电话: +86 24 6785 4068

传真: +86 24 6785 4067

电子邮件: [jihxu@deloitte.com.cn](mailto:jihxu@deloitte.com.cn)**深圳****李旭升**

合伙人

电话: +86 755 3353 8113

传真: +86 755 8246 3222

电子邮件: [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)**苏州****管列韵**

合伙人

电话: +86 512 6289 1297

传真: +86 512 6762 3338

电子邮件: [kguan@deloitte.com.cn](mailto:kguan@deloitte.com.cn)**天津****白凤九**

合伙人

电话: +86 22 2320 6699

传真: +86 22 8312 6099

电子邮件: [bilbai@deloitte.com.cn](mailto:bilbai@deloitte.com.cn)**武汉****钟国辉**

合伙人

电话: +86 27 8526 6618

传真: +86 27 6885 0745

电子邮件: [gzhong@deloitte.com.cn](mailto:gzhong@deloitte.com.cn)**厦门****钟锐文 / 吴焕琛**

合伙人 / 总监

电话: +86 592 2107 298 / 055

传真: +86 592 2107 259

电子邮件: [jichung@deloitte.com.cn](mailto:jichung@deloitte.com.cn)  
[chwu@deloitte.com.cn](mailto:chwu@deloitte.com.cn)**关于德勤中国税务技术中心**

德勤中国税务团队于二零零六年成立德勤中国税务技术中心,旨在不断提高德勤中国的税务服务质量,为客户提供更佳的服务及协助税务团队出类拔萃。德勤中国税务技术中心编制、发布了“税务评论”、“税务要闻”等系列刊物,从技术的角度就新近颁发的相关国家法规、法例作出评论分析与介绍;并对疑点、难点作出专题税务研究及提供专业意见。如欲垂询,请联络:

**中国税务技术中心**电子邮件: [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)**主管合伙人 / 华南区 (香港)****张新华**

合伙人

电话: +852 2852 6768

传真: +852 2851 8005

电子邮件: [ryanchang@deloitte.com](mailto:ryanchang@deloitte.com)**华北区****张博**

合伙人

电话: +86 10 8520 7511

传真: +86 10 8518 1326

电子邮件: [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)**华东区****朱正萃**

合伙人

电话: +86 21 6141 1262

传真: +86 21 6335 0003

电子邮件: [kzhu@deloitte.com.cn](mailto:kzhu@deloitte.com.cn)**华南区 (内地/澳门)****张文杰**

总监

电话: +86 20 2831 1369

传真: +86 20 3888 0121

电子邮件: [gercheung@deloitte.com.cn](mailto:gercheung@deloitte.com.cn)**华西区****张书**

合伙人

电话: +86 28 6789 8008

传真: +86 28 6317 3500

电子邮件: [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

如欲索取本文的电子版或更改收件人信息,请联络陆颖仪 Wandy Luk ([wanluk@deloitte.com.hk](mailto:wanluk@deloitte.com.hk)) 或传真至 +852 2541 1911。

#### 关于德勤全球

**Deloitte**（“德勤”）泛指一家或多家德勤有限公司（即根据英国法律组成的私人担保有限公司，以下称“德勤有限公司”），及其成员所网络和它们的关联机构。德勤有限公司与其每一家成员所均为具有独立法律地位的法律实体。德勤有限公司（又称“德勤全球”）并不向客户提供服务。请参阅 [www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) 中有关德勤有限公司及其成员所更为详细的描述。

德勤为各行各业的上市及非上市客户提供审计、企业管理咨询、财务咨询、风险咨询、税务及相关服务。德勤透过遍及全球逾 150 个国家的成员所网络为财富全球 500 强企业中的 80% 企业提供专业服务。凭借其世界一流和高质量的专业服务，协助客户应对极为复杂的商业挑战。如欲进一步了解全球大约 244,400 名德勤专业人员如何致力成就不凡，欢迎浏览我们的 **Facebook**、**LinkedIn** 或 **Twitter** 专页。

#### 关于德勤中国

德勤于 1917 年在上海设立办事处，德勤品牌由此进入中国。如今，德勤中国的事务所网络在德勤全球网络的支持下，为中国本地和在华的跨国及高增长企业客户提供全面的审计、企业管理咨询、财务咨询、风险咨询和税务服务。德勤在中国市场拥有丰富的经验，同时致力于中国会计准则、税务制度及培养本地专业会计师等方面的发展作出重要贡献。敬请访问 [www2.deloitte.com/cn/zh/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/zh/social-media)，通过德勤中国的社交媒体平台，了解德勤在中国市场成就不凡的更多信息。

本通信中所含内容乃一般性信息，任何德勤有限公司、其成员所或它们的关联机构（统称为“德勤网络”）并不因此构成提供任何专业建议或服务。在作出任何可能影响您的财务或业务的决策或采取任何相关行动前，您应咨询合资格的专业顾问。任何德勤网络内的机构均不对任何方因使用本通信而导致的任何损失承担责任。

©2018。欲了解更多信息，请联系德勤中国。